

天理市告示第65号

市道の区域決定、変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、次のとおり道路の区域を決定及び変更し、供用を開始する。

その関係図面は、建設部監理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

天理市長 並 河 健

1 道路の種類

市道

2 供用開始の区間

区域決定

	路線 番号	路線名	区間	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	摘要
1	785	天理停車場北線	田部町279番地先から (市道9号線分岐)から 田部町96番地2先まで (市道11号線合接)まで	16.00～ 16.00	526.83	

区域変更

	路線 番号	路線名	区間先地番		新旧別	幅員(m)		総延長 (m)
			起点	終点		最大	最小	
1	69	長柄権現線	福 知 堂 町	三 味 田 町	新	7.40	2.00	480.17
			県道天理王寺線分岐	市道4号線合接	旧	7.40	2.00	480.17
2	153	勾田西線	勾 田 町	勾 田 町	新	16.00	3.40	777.80
			市道4号線分岐	市道73号線合接	旧	16.00	3.40	777.80
3	413	指柳喜殿線	指 柳 町	喜 殿 町	新	7.20	2.30	843.14
			市道12号線分岐	県道天理環状線合接	旧	7.20	2.30	843.14
4	415	石上墓地線	石 上 町	石 上 町	新	6.66	0.90	680.81
			国道169号線分岐	墓 地	旧	6.66	1.00	691.79

3 供用開始の理由

道路の区域決定に伴い、新たに道路となったため

4 供用開始年月日

令和7年3月28日

5 備考

市道785号の起点及び終点は山の辺第一工区土地区画整理事業の施行区域内にあり、この起点及び終点は令和7年3月28日現在の従前の地番にかかるものである。